

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号及び第10条の3第2号の規定に基づき、再生利用業者の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生利用業者 再生利用されることが確実であると市長が認めた廃棄物のみの収集、運搬又は処分を業として行う者であつて市長の指定を受けたものをいう。
- (2) 再生輸送 再生利用されることが確実であると市長が認めた廃棄物のみの収集又は運搬を行うことをいう。
- (3) 再生活用 再生利用されることが確実であると市長が認めた廃棄物のみの処分を行うことをいう。

(再生利用業者の指定の申請)

第3条 再生利用業者の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、再生利用業者指定申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(再生利用業者の変更の指定申請)

第4条 再生利用業者が、次に掲げる事項の変更の指定を受けようとするときは、再生利用業変更指定申請書(様式第2号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 再生輸送及び再生活用の別
- (2) 取り扱う廃棄物の種類
- (3) 再生利用の方法
- (4) 取引関係

(再生利用業者の指定の期限等)

第5条 市長は、第3条の規定に基づき再生利用業者として指定する場合には、期限を付し、又は生活環境保全上必要な条件を付すことができる。

2 市長は、前条の規定に基づき再生利用業者に対し変更の指定を行う場合においても、生活環境保全上必要な条件を付すことができる。

(指定証の交付)

第6条 市長は、再生利用業者の指定をしたときは、再生利用業者指定証(様式第3号。以下「指定証」という。)を交付する。

2 市長は、再生利用業者に関し変更の指定をしたときは、交付済みの指定証と引き換えに新たな指定証を交付する。

(再生利用業の廃止、変更の届出等)

第7条 再生利用業者は、事業の全部若しくは一部を廃止し、若しくは事業を休止し、又は住所等を変更したときは、当該事由発生の日から10日以内に再生利用業廃止(休止)届(様式第4号)又は再生利用業変更届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第8条 市長は、再生利用業者が不正によりその指定を受けたとき、又はその業務を適正かつ確実に実施することができないと認めたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

(更新の指定)

第9条 再生利用業者の指定期間満了後再生利用業者として更新の指定を受けようとする者は、当該指定期間の満了日前30日までに第3条に規定する再生利用業者指定申請書に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 第5条第1項及び第6条第1項の規定は、前項の更新の指定があった場合に準用する。

(指定証の返還等)

第10条 再生利用業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに指定証を市長に返還しなければならない。

- (1) 事業を廃止したとき、又は指定の有効期間が満了したとき。
- (2) 指定を取り消されたとき、又は事業の全部の停止を命じられたとき。

2 市長は、事業の停止処分を解除したときは、返還された指定証を再生利用業者に還付するものとする。

(指定証の再交付)

第11条 再生利用業者は、指定証を紛失し、又はき損し、若しくは著しく汚損したときは、直ちに再生利用業者指定証再交付申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。この場合において、再生利用業者が指定証をき損し、又は著しく汚損したことを原因とするときは、併せて当該指定証を提出しなければならない。

2 再生利用業者は、指定証の再交付を受けた後において、紛失した指定証を発見したときは、直ちにこれを市長に返還しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に大分県知事若しくは大分県の保健所長のした再生利用業者の指定その他の行為又はこの規則の施行の際現に大分県知事若しくは大分県の保健所長に対して行っている指定の申請その他の行為で、この規則の施行の日以後において大分市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、法令に別段の定めがあるものを除き、同日以後においては、大分市長のした指定その他の行為又は大分市長に対して行った指定の申請その他の行為とみなす。

様式第1号(第3条関係)

様式第1号(第3条関係)

再生利用業者指定申請書

年 月 日

大分市長 殿

住 所

氏 名



電話番号

法人の場合は、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名

大分市廃棄物の再生利用業者の指定に関する規則第3条の規定により、再生利用業者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

事業の範囲	再生輸送及び再生活用の別 取り扱う廃棄物の種類	
事務所及び事業場の所在地		
再生利用の目的		
再生利用の方法	再生利用の用に供する施設の種 類、数量、設置場所及び能力	
	再生利用の用に供する施設の方 法、構造及び設備の概要	
取引関係	排出者の氏名、名称及び所在地	
	再生活用業者の氏名、名称及び 所在地	
	再生輸送業者の氏名、名称及び 所在地	
	再生活用により得られる有用物 の利用方法	
事業開始予定年月日		年 月 日

添付書類

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 事務所及び事業場付近の見取図
- 3 再生利用の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- 4 再生利用の用に供する施設の土地の登記簿謄本及び公図の写し並びに申請者がその土地の所有権を有しない場合は、その土地を利用する権原を有することを証する書類
- 5 申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為、登記簿の謄本及び役員の履歴書
- 6 申請者が個人である場合は、その住民票の写し及び履歴書
- 7 業務経歴及び取引関係を記載した書類
- 8 再生輸送業者が申請をする場合は、排出業者又は再生活用業者との委託関係を記載した書類
- 9 再生活用業者が申請をする場合は、排出業者との委託関係を記載した書類
- 10 その他市長が必要と認める書類

[様式第2号\(第4条関係\)](#)

様式第2号(第4条関係)

再生利用業変更指定申請書

年 月 日

大分市長 殿

住 所
氏 名
電話番号



法人の場合は、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名

大分市廃棄物の再生利用業者の指定に関する規則第4条の規定により、再生利用業の事業の範囲の変更の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

指 定 年 月 日	年 月 日	
指 定 番 号		
変 更 の 内 容	再生輸送及び再生活用の別	変更前
		変更後
	取り扱う廃棄物の種類	変更前
		変更後
変 更 の 理 由		
変更に係る再生利用の方法		
変更に係る取引関係		
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日	

備 考

添付書類

変更内容が確認できる書類を添付すること。

[様式第3号\(その1\)\(第6条関係\)](#)

大分市指令第 号

一般廃棄物
再生利用業者指定証

住所

氏名

法人の場合は、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号又は第2条の3第2号の規定に
基づき、下記のとおり再生利用業者の指定を受けた者であることを証明する。

年 月 日

大分市長



記

- 1 指定年月日 年 月 日
- 2 指定番号
- 3 事業の範囲
 - (1) 再生輸送及び再生活用の別
 - (2) 取り扱う一般廃棄物の種類
- 4 再生利用の方法
- 5 取引関係
- 6 有効期限 年 月 日
- 7 指定の条件

様式第3号(その2)(第6条関係)

大分市指令第 号

産業廃棄物
再生利用業者指定証

住 所

氏 名

法人の場合は、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号又は第10条の3第2号の規定に
基づき、下記のとおり再生利用業者の指定を受けた者であることを証明する。

年 月 日

大分市長



記

- 1 指定年月日 年 月 日
- 2 指定番号
- 3 事業の範囲
 - (1) 再生輸送及び再生活用の別
 - (2) 取り扱う産業廃棄物の種類
- 4 再生利用の方法
- 5 取引関係
- 6 有効期限 年 月 日
- 7 指定の条件

[様式第4号\(第7条関係\)](#)

様式第4号(第7条関係)

再生利用業廃止(休止)届

年 月 日

大分市長 殿

住 所

氏 名

電話番号



法人の場合は、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名

大分市廃棄物の再生利用業者の指定に関する規則第7条の規定により、再生利用業の全部若しくは一部の廃止又は休止について、次のとおり届け出ます。

指 定 年 月 日	年 月 日	
指 定 番 号		
事業の廃止	全 部 一 部 の廃止の年月日	年 月 日
	廃止した事業の範囲	
事業の 休 止	休 止 し た 年 月 日	年 月 日
	休 止 し た 理 由	
	休 止 し た 事 業 の 範 囲	
	再 開 予 定 年 月 日	年 月 日

[様式第5号\(第7条関係\)](#)

様式第5号(第7条関係)

再生利用業変更届

年 月 日

大分市長 殿

住 所
氏 名
電 話



法人の場合は、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名

大分市廃棄物の再生利用業者の指定に関する規則第7条の規定により、再生利用業の変更について、次のとおり届け出ます。

指 定 年 月 日	年 月 日	
指 定 番 号		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
住 所		
氏 名 又 は 名 称		
事 務 所 及 び 事 業 所 の 所 在 地		
再 生 利 用 の 目 的		
再 生 利 用 の 方 法		
取 引 関 係		

[様式第6号\(第11条関係\)](#)

様式第6号(第11条関係)

再生利用業者指定証再交付申請書

年 月 日

大分市長 殿

住 所

氏 名

電 話



法人の場合は、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名

大分市廃棄物の再生利用業者の指定に関する規則第11条の規定により、再生利用業者
指定証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	
事業 の 範囲	再生輸送及び再生活用の別
	取り扱う廃棄物の種類
再交付申請の理由	